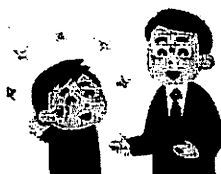


学校における働き方改革 取組計画

～ 教職員が健康でいきいきと働くことができ、

子ども一人ひとりと向き合う時間を確保するために ～



平成30年(2018年)3月策定

滋賀県教育委員会

1 策定の趣旨

学校における働き方改革取組方針に掲げる「目指す学校の姿」を実現するため、取組方針に掲げた5本の柱に基づく施策を具体化し、着実に推進する必要があることから、具体的な事業内容等掲げた3年間の「取組計画」を策定しました。

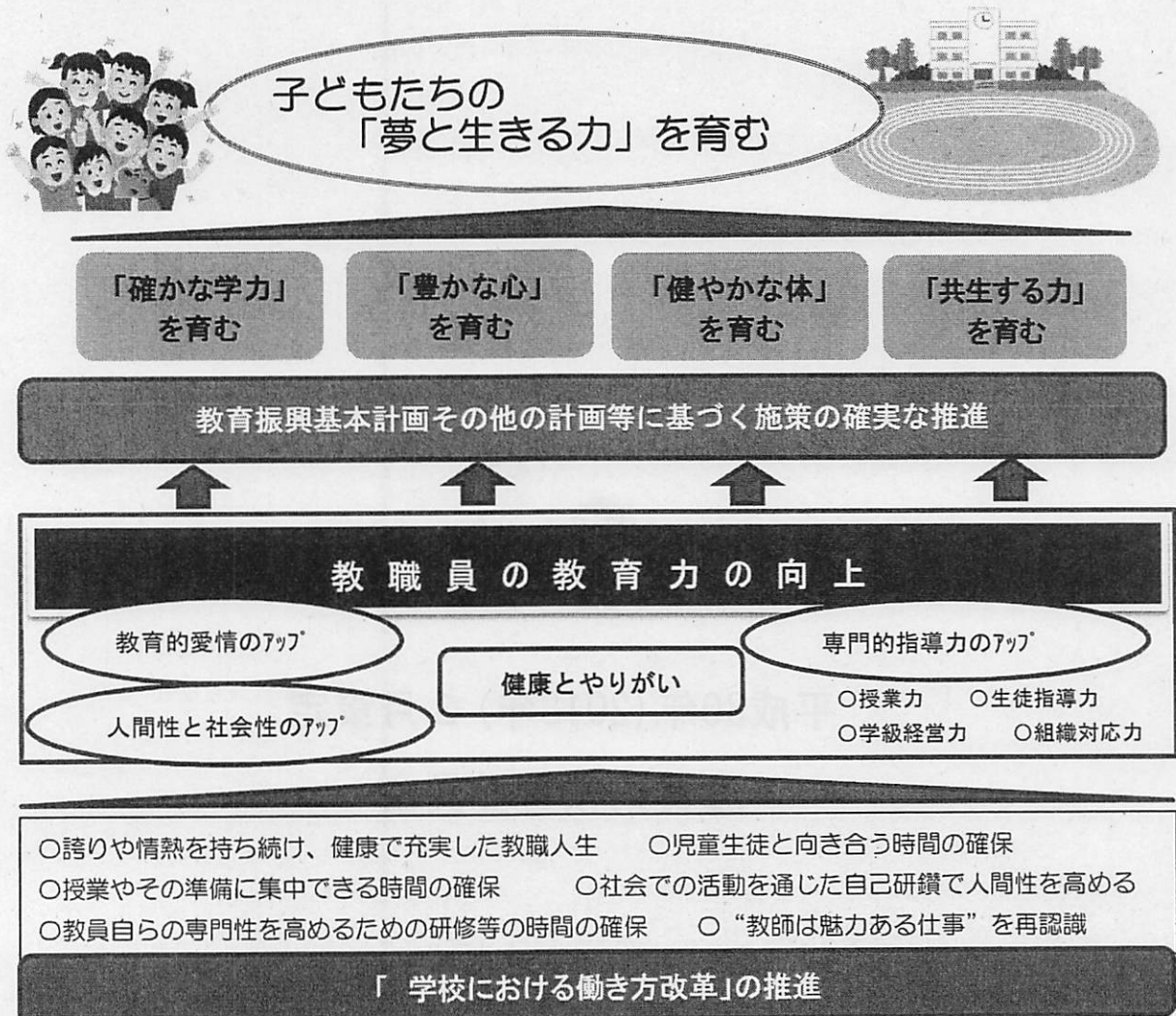
子どもたちの確かな学力をはじめとする「夢と生きる力」を育むため、教育振興基本計画その他の計画等に基づく施策等の効果が高められるよう取組を展開します。

2 構成

取組方針に掲げた5本の柱ごとに、関連する施策・事業を整理しています。

3 推進方法

- 取組方針を推進するために、県教育委員会、市町教育委員会、学校が連携を強化し、効果的に施策・事業を展開します。
- 学校現場から出てきた課題について、その都度丁寧に一つずつ対応していきながら、成果を集め、共有することで、県全体の働き方改革を推進していきます。
- 取組計画は、各施策・事業の進捗状況や外部環境の変化等を毎年度把握し、その都度見直します。



4 取組の全体像

取組の5本の柱	番号	施策・事業
<p>学校業務の見直し・効率化や指導・運営体制の充実</p>	1	教育学習情報(教材データベース)を活用した効果的、効率的な授業準備の促進[全校種]
	2	スクールサポートスタッフ配置支援事業[小・中学校]
	3	学校における業務改善加速事業(国委託の実践研究)[小・中学校]
	4	県立学校校務ネットを活用した業務の効率化促進[県立学校]
	5	総合教育センターにおける悉皆研修の精選[全校種]
	6	市町教育委員会等との連携による研修の精選[小・中学校]
	7	小学校専科指導に必要な教員の配置[小学校]
	8	調査文書や会議等に関する業務負担の軽減[全校種]
<p>部活動における教員の負担軽減</p>	9	部活動指導のあり方の検討(練習時間・休養日の設定等、部活動指導のあり方、今後の部活動の運営のあり方)[中学校・高校・特別支援学校]
	10	部活動指導員配置促進事業[中学校・高校]
<p>専門性を持った多様な人材の活用</p>	11	スクールカウンセラーの配置の推進[全校種] スクールソーシャルワーカーの配置の推進[全校種]
	12	学校事務職員の校務運営への参画促進と事務の共同実施の推進[小・中学校]
	13	弁護士による学校サポートの充実[県立学校]
<p>家庭や地域の力を学校に生かす取組</p>	14	コミュニティ・スクールの推進[全校種]
	15	地域学校協働活動推進員の配置の促進[小・中学校]
	16	学校の働き方改革の推進に向け、保護者や地域等の理解を促進[全校種]
<p>教職員の勤務時間管理</p>	17	勤務時間管理の徹底[全校種]
	18	留守番電話(メッセージ機能)の設置[県立学校]
	19	教職員のマネジメント能力の向上に向けた研修の実施[全校種]
	20	イクボス宣言[全校種]
	21	勤務時間の弾力的運用の拡大(勤務時間の割振り変更)[全校種]
<p>その他の取組</p>	22	年次有給休暇の取得促進(夏季休業期間における集中休暇の促進)[全校種]
	23	教職員の健康の保持増進(睡眠時間確保、ワーク・ライフ・バランス等)[全校種]
<p>働き方に対する意識改革</p>	24	教職員の働き方に対する意識改革[全校種]

1 学校業務の見直し・効率化や指導・運営体制の充実

番号	取組概要	取組目標	年次計画				予算額 (千円)	課(局・室) 名
			平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度		
1	教育学習情報(教材データバンク)を活用した効果的・効率的な授業準備の促進[全校種] 現場の教員が効率的・効果的に教材作成を行えるよう、現場で活用しやすい教育学習情報(教材データバンク)を整備する。	・教育学習情報デジタルコンテンツの拡充(年次ごとに20コンテンツ) ・デジタルコンテンツアクセス数を29年度を起点として前年度比10%増	教育学習情報の拡充と利用の活性化				—	総合教育センター
			教育学習情報の整理 教育学習情報505コンテンツ デジタルコンテンツアクセス数 6925件	教育学習情報デジタルコンテンツの拡充 (20コンテンツ) デジタルコンテンツアクセス数の拡大(前年比+10%)	教育学習情報デジタルコンテンツの拡充 (20コンテンツ) デジタルコンテンツアクセス数の拡大(前年比+10%)	教育学習情報デジタルコンテンツの拡充 (20コンテンツ) デジタルコンテンツアクセス数の拡大(前年比+10%)		
2	⑧ スクール・サポート・スタッフ配置支援事業[小・中学校] 教員が児童生徒への指導や教材研究等に注力できるよう、一般事務作業等に従事するスクール・サポート・スタッフを配置する市町に対して補助する。	・配置校における超過勤務時間の縮減(超過勤務時間が縮減された配置校100%) ・スタッフ配置により教材研究や授業準備、もしくは児童生徒と向き合う時間が増えたと感じる教員の割合50%	スクール・サポート・スタッフの配置				22,955	教職員課
			活用方法の検討	・配置校の超過勤務縮減100% ・教育効果高まった割合50% ・38人配置	・配置校の超過勤務縮減100% ・教育効果高まった割合50% ・国の動向、事業成果を踏まえて配置支援の拡大を検討	・配置校の超過勤務縮減100% ・教育効果高まった割合50% ・国の動向、事業成果を踏まえて配置支援の拡大を検討		
3	学校における業務改善加速事業(国委託の実践研究)[小・中学校] 市町と連携して学校における業務改善を推進するため、学校における業務改善実践研究等を行うとともに、研究成果の普及や働き方改革の普及に向けた気運の醸成を図る。	・働き方改革の取組を独自に実施している市町100%	学校における業務改善加速事業の実施				7,735	教職員課
			・実践研究事業の実施(2市町) ・取組や成果の共有	・実践研究事業の実施(2市町) ・19市町で独自取組の実施(100%)	・19市町で独自取組の実施(100%)	・19市町で独自取組の実施(100%)		
4	県立学校校務ネットを活用した業務の効率化促進[県立学校] 県立学校に整備した校務情報ネットワークを活用して学校業務の効率化を図る。	・校務情報ネットワークの活用方法や活用事例を平成32年度までに10事例以上周知	学校業務の効率化				—	教育総務課
			校務情報ネットワークの活用方法について各県立学校および事務局各課に周知	・アンケート調査等実施 ・運用改善 ・活用事例周知(5事例以上)	・アンケート調査等実施 ・運用改善 ・活用事例周知(7事例以上)	・アンケート調査等実施 ・運用改善 ・活用事例周知(10事例以上)		
5	総合教育センターにおける悉皆研修の精選[全校種] 悉皆研修における研修日数を見直し、教員の負担に伴う負担を軽減する。一方、教員が主体的に希望して参加する研修を増やし、自律的な研修体系としていく。	・悉皆研修の精選と希望研修への移行による自律的な研修体系の確立 ・研修体系の確立後、希望研修の定員充足率100%	希望研修の拡充・充実				—	総合教育センター
			人材育成指標に基づく研修体系の周知 悉皆研修の精選と希望研修の拡充(希望研修48回→59回) 研修体系の周知	希望研修の精選と希望研修の定員充足率100%	希望研修の定員充足率100%	希望研修の定員充足率100%		
6	⑨ 市町教育委員会等との連携による研修の精選[小・中学校] 総合教育センター職員が市町教育委員会等に出向き研修を行う「サテライト研修」を実施することにより、学校現場により近い場所で、総合教育センター研修と同様の研修効果が期待できるとともに、総合教育センターと市町教育委員会等の研修との重複を解消し、負担軽減を図る。	・市町教育委員会等と連携した「サテライト研修」の拡充と充実	「サテライト研修」の実施				124	総合教育センター
			「サテライト研修」の活用方法の周知	希望研修の見直し「サテライト研修」の実施(22研修実施)	サテライト研修の内容の見直しと拡充(25研修実施)	サテライト研修の内容の見直しと拡充(30研修実施)		
7	小学校専科指導に必要な教員の配置[小学校] 小学校における新学習指導要領への対応や、確かな学力を身に付けさせるため、専科教員を配置し、専門性を活かした内容豊富な授業を展開するとともに、持ち授業数の減とそれに伴う授業準備の充実を図る。	・小学校専科教員の配置の推進	小学校専科教員の配置				277,097	○教職員課 幼小中教育課
			小学校専科教員 24人	小学校専科教員 37人	国の動向、事業成果を踏まえて配置支援の拡大を検討	国の動向、事業成果を踏まえて配置支援の拡大を検討		
8	調査文書や会議等に関する業務負担の軽減[全校種] 学校への調査文書や会議等に関する業務負担の軽減(頻度、時期、期間、類似業務の統合等)を図る。	・取組期間を集中見直し期間と位置づけ、業務負担の軽減に向けた取組を推進	調査文書や会議等の見直し				—	○教育総務課 ○教職員課 教育委員会事務局各課
			県教育委員会事務局での見直し実施	市町教育委員会等から改善提案を受け付ける仕組みの整備	県教育委員会事務局での見直し実施	県教育委員会事務局での見直し実施		
合計						307,911		

※予算額の欄は、平成30年度当初予算額

2 部活動における教員の負担軽減

番号	取組概要	取組目標	年次計画				予算額 (千円)	課(局・室) 名
			平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度		
9	<p>⑨ 部活動指導のあり方の検討(練習時間・休業日の設定等、部活動指導のあり方、今後の部活動の運営のあり方)(中学校・高校・特別支援学校)</p> <p>練習時間・休業日の設定や部活動の指導のあり方等について検討する。</p>	<p>・平成30年3月にスポーツ庁から示された「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を踏まえ、本県の「運動部活動の指導について」を改定</p>	部活動指導のあり方の検討				—	<p>○保健体育課 高校教育課 幼小中教育課 特別支援教育課</p>
10	<p>⑩ 部活動指導員配置促進事業(中学校・高校)</p> <p>中学校、高等学校の部活動において、専門的技術や適切な部活動指導の知識を持つ部活動指導員を効果的に活用し、課題解決に向けた取組を支援する。中学校では、部活動指導員を配置する市町に補助を行い、高等学校では効果・課題の整理のためのモデル事業を行う。</p>	<p>・部活動指導員の配置の推進</p>	部活動指導員の配置				6,950	<p>○保健体育課 高校教育課 幼小中教育課</p>
合計							6,950	

※予算額の欄は、平成30年度当初予算額

3 専門性を持った多様な人材の活用

番号	取組概要	取組目標	年次計画				予算額 (千円)	課(局・室) 名
			平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度		
11	<p>スクールカウンセラーの配置の推進[全校種]</p> <p>いじめや、問題行動等に迅速に対応するため、専門家の配置を推進する。</p>	<p>・配属校における超過勤務時間の縮減 ・教職員が学校不応の原因等の見立てや課題を明らかにする技能を向上させることで、効果的な生徒指導対応を実現</p>	SCの配置・派遣				131,645	幼小中教育課
	<p>スクールソーシャルワーカーの配置の推進[全校種]</p> <p>いじめや、問題行動等に迅速に対応するため、専門家の配置を推進する。</p>	<p>・配属校における超過勤務時間の縮減 ・教職員が学校不応の原因等の見立てや課題を明らかにする技能を向上させることで、効果的な生徒指導対応を実現</p>	SSWの配置・派遣				33,514	幼小中教育課
12	<p>学校事務職員の校務運営への参画促進と事務の共同実施の推進[小・中学校]</p> <p>共同学校事務室の活用等により、事務処理の効率化等を図りつつ、教師の事務負担の軽減や事務職員の学校運営への支援・参画の拡大等を進める。</p>	<p>各市町において教育委員会担当者・拠点校校長・事務職員で構成される共同実施推進協議会を設置し、事務の共同実施を推進</p>	学校事務職員の学校運営への参画の拡大				—	教職員課
13	<p>弁護士による学校サポートの充実[県立学校]</p> <p>弁護士による学校運営にかかる法律相談について、より柔軟に活用でき、相談結果を各学校が共有できるようにする。</p>	<p>・円滑な課題解決につなげるため、毎年度の相談事例を各県立学校で共有</p>	活用の充実と相談事例の公表				123	教育総務課
合計							165,282	

※予算額の欄は、平成30年度当初予算額

4 家庭や地域の力を学校に生かす取組

番号	取組概要	取組目標	年次計画				予算額 (千円)	課(局・室) 名
			平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度		
14	コミュニティ・スクールの推進[全校種] 学校と保護者・地域住民等が、目標やビジョンを共有し、共に子どもの教育を担う仕組みを構築することで、学校教育の質の向上を図る。	・学校運営協議会を設置する公立学校の割合 50%	コミュニティ・スクールの推進				875	○生涯学習課 高校教育課 幼小中教育課 特別支援教育課
			学校運営協議会を設置する公立学校の割合 14.7%	学校運営協議会を設置する公立学校の割合 30%	学校運営協議会を設置する公立学校の割合 40%	学校運営協議会を設置する公立学校の割合 50%		
15	地域学校協働活動推進員の配置の促進[小・中学校] 学校支援ボランティア等との連絡調整や地域住民等と学校との情報共有を担う地域学校協働活動推進員の配置を促進する。	・地域学校協働活動推進員が学校と地域の連携・協働をコーディネートしている小中学校の割合 50%	地域学校協働活動推進員の配置の促進				497	生涯学習課
			地域学校協働活動推進員が学校と地域の連携・協働をコーディネートしている小中学校の割合 0.6%	地域学校協働活動推進員が学校と地域の連携・協働をコーディネートしている小中学校の割合 30%	地域学校協働活動推進員が学校と地域の連携・協働をコーディネートしている小中学校の割合 40%	地域学校協働活動推進員が学校と地域の連携・協働をコーディネートしている小中学校の割合 50%		
16	学校の働き方改革の推進に向け保護者や地域等の理解を促進[全校種] 働き方改革における学校の取組について、保護者や地域の方々の協力を得ながら推進できるよう、理解を促進するための取組を実施する。	・学校の働き方改革の取組について、保護者や地域等の理解を促進	保護者や地域等への理解の促進				-	○教職員課 高校教育課 幼小中教育課 特別支援教育課
			・取組方針の周知 ・市町における保護者向け通知	・働き方改革の取組について保護者等へのお知らせ・広報の実施 ・PTA団体との意見交換	・長時間労働是正のための周知、啓発や気運の醸成	・長時間労働是正のための周知、啓発や気運の醸成		
合計							1,372	

※予算額の欄は、平成30年度当初予算額

5 教職員の勤務時間管理

番号	取組概要	取組目標	年次計画				予算額 (千円)	課(局・室) 名
			平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度		
17	勤務時間管理の徹底【全校種】 学校における「働き方改革」を進めていく基礎として、これまでの自己申告の方法に、パソコンの使用時間を基礎として確認し、より適切な勤務時間の把握に向けた取組を進める。	・自己申告方式と客観的な記録(パソコン使用記録)の併用による適切な勤務時間管理	適切な勤務時間管理の徹底				-	教職員課
			(県立学校) 自己申告による勤務時間把握 (小中学校) 19市町全てで 通年における 勤務時間管理 の実施	自己申告方式と客観的な記録(パソコン使用記録)の併用による適切な時間管理	自己申告方式と客観的な記録(パソコン使用記録)の併用による適切な時間管理	自己申告方式と客観的な記録(パソコン使用記録)の併用による適切な時間管理		
18	留守番電話(メッセージ機能)の設置【県立学校】 保護者や外部からの問合せ等に対応するため時間外勤務をすることのないよう、留守番電話(メッセージ機能)の設置を促進する。 (H29.9時点で20校/60校設置済)	・学校の実情に合わせて留守番電話を順次設置	留守番電話の設置				600	○教育総務課 ○教職員課 ○高校教育課 ○特別支援教育課
			7校に設置	8校に設置	学校の実情に合わせて設置を検討	学校の実情に合わせて設置を検討		
19	教職員のマネジメント能力の向上に向けた研修の実施【全校種】 マネジメントに関する研修(組織マネジメント研修・カリキュラムマネジメント等)を実施して働き方改革に伴う対応を周知し、働きやすい職場づくりに向けた積極的な取組を行う。	・教職員の「マネジメント能力」育成に係る研修の充実	「マネジメント能力」の育成				-	総合教育センター
			人材育成指標に基づいた研修の周知	「マネジメント能力」に係る研修の拡充	「マネジメント能力」に係る研修の充実	「マネジメント能力」に係る研修の充実		
20	イクボス宣言【全校種】 教職員の仕事と家庭を両立できる職場環境づくりを校長自らが先頭に立って推進するため、イクボスについての知識を深めるとともに、県立学校長が「イクボス宣言」を行う。また、小中学校長に取組を広げるため市町教育委員会に取組の呼びかけを行う。	・校長等の管理監督者の意識向上	イクボス宣言の実施				-	教職員課
			(県立学校) 県立校長研修 イクボス宣言 (市町立学校) -各市町教委を通じた働きかけ ・各種情報の提供	県立校長研修 イクボス宣言	県立校長研修 イクボス宣言	県立校長研修 イクボス宣言		
21	勤務時間の弾力的運用の拡大(勤務時間の割振り変更)【全校種】 校務の円滑な運営を図るとともに、教員の健康に配慮して超過勤務の短縮を工夫して進めていくことが容易になるよう、学校における勤務時間の割振り変更の対象業務を拡大する。	・勤務時間の割振りを弾力的に行うための制度改正およびその定着	勤務時間の割振り変更対象業務の拡大				-	教職員課
			県立学校において試行	-試行の検証 -要綱改正 -市町への情報提供	取組普及	取組普及		
合計							600	

※予算額の欄は、平成30年度当初予算額

その他の取組

番号	取組概要	取組目標	年次計画				予算額 (千円)	課(局・室) 名
			平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度		
22	㊦ 年次有給休暇の取得促進(夏季休業期間における集中休暇の取得促進)[全校種] 年次有給休暇の取得促進を呼びかけるほか、お盆時期の1週間程度に県教育委員会の会議や研修を実施しない期間を設定し、年次有給休暇の集中取得を促進する。 (平成28年 10.6日)	・年次有給休暇の1人当たり年間平均取得日数 14日	夏季休業期間における集中休暇の促進				-	○教職員課 高校教育課 幼小中教育課 特別支援教育課
			・夏季休業期間中に集中休暇期間を設定 ・年休取得 12日	・夏季休業期間中に集中休暇期間を設定 ・年休取得 13日	・夏季休業期間中に集中休暇期間を設定 ・年休取得 14日			
23	教職員の健康の保持増進(睡眠時間確保・ワーク・ライフ・バランス等)[全校種] 長時間労働という働き方を見直し、睡眠時間の確保をはじめワーク・ライフ・バランスの大切さの周知、啓発を行う。また、教育活動に専念できる労働環境の確保に向けて、労働安全衛生体制の推進を支援する。	・定期健康診断において睡眠で休養が十分に取れていると回答した教職員の割合を高める ・市町教育委員会に対し、労働安全衛生体制の推進を支援	教職員の健康の保持増進に向けての啓発				-	教職員課 健康福祉室
			睡眠で休養が十分に取れていると回答した教職員の割合 52%(県立学校)	睡眠で休養が十分に取れていると回答した教職員の割合 60%(県立学校)	睡眠で休養が十分に取れていると回答した教職員の割合 65%(県立学校)	睡眠で休養が十分に取れていると回答した教職員の割合 70%(県立学校)		
合計							0	

※予算額の欄は、平成30年度当初予算額

働き方に対する意識改革

番号	取組概要	取組目標	年次計画				予算額 (千円)	課(局・室) 名
			平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度		
24	㊦ 教職員の働き方に対する意識改革[全校種] 学校全体で意識を高め、一丸となって働き方改革に取り組むとともに、教員が自らの働き方を見直し、限られた時間の中で自身の専門性を高め、児童生徒に対して効果的な教育活動を行うという考え方のもと、教職員の意識改革を推進する。	・上記1～23の取組やその他の働き方改革に関する取組を通じ教職員の意識改革を推進 ・平成30年度に実施する予定の教職員に対する意識調査において、教職員の働き方の意識に関する指標を設定	教職員に対する意識調査の実施				-	○教職員課 高校教育課 幼小中教育課 特別支援教育課
			・働き方の意識に関する調査において指標を設定	・設定した指標について平成31年度の状況調査	・設定した指標について平成32年度の状況調査			
合計							0	

※予算額の欄は、平成30年度当初予算額

5 目標

目 標		現況値	実績	備考
① 月当たり超過勤務時間が45時間超の教員の割合（年平均）	小学校 40%以下 中学校 50%以下 県立学校 15%以下 （平成32年度）	小学校 81.9% 中学校 88.9% 県立学校 28.6% （平成28年度）		
② 年次有給休暇の1人当たり年間平均取得日数	14日以上 （平成32年）	10.6日 （平成28年）		

※1 現況値の小学校・中学校は、文部科学省が実施した教員勤務実態調査（平成28年度）の集計（速報値）で、1週間あたりの学内総勤務時間数（教諭）が50時間以上の者の割合。

※2 現況値の県立学校は、県教育委員会の通年における勤務時間把握結果（全教員を対象）において、超過勤務時間数が月40時間以上の者の割合。

6 進行管理

平成30年3月 学校における働き方改革取組計画（以下「取組計画」という。）の策定

5月 市町教育委員会との連携会議を設置（会議は適時開催）

6月 ※小中学校（教員）における勤務時間調査月

8～9月 小中・県立学校における勤務時間（6月分）の把握結果のとりまとめ（目標① 関係）

10月 取組状況の評価
※小中学校（教員）における勤務時間調査月

11月 次年度に向けた取組の検討

平成31年

1～2月 小中・県立学校における勤務時間（10月分）の把握結果のとりまとめ
年次有給休暇取得結果のとりまとめ（目標② 関係）

3月 次年度に向けた取組計画の見直し



学校における働き方改革取組方針(概要版)

～ 教職員が健康でいきいきと働くことができ、
子ども一人ひとりと向き合う時間を確保するために ～

(～平成32年度)

滋賀県教育委員会

策定の趣旨

- 教職員が誇りや情熱を持ち続け、学習指導や生徒指導に集中できる環境を整備
- 教育の質を高め、子どもたちの「夢と生きる力」を育むための働き方改革を推進

目標

○ 超勤時間が月45時間超の教員を減らします	小学校	81.9% (※1)	→ 40%以下
	中学校	88.9% (※1)	→ 50%以下
	県立学校	28.6% (※2)	→ 15%以下 (全教員に占める超過勤務時間が月45時間超の教員数の割合)
○ 年次有給休暇の取得を促進します	10.6日 (平成28年)		→ 14日以上 (1人あたり年間平均取得日数)

(※1) 文部科学省が実施した教員勤務実態調査(平成28年度)の集計(速報値)で、1週間あたりの学内総勤務時間数(教諭)が50時間以上の者の割合
(※2) 県教育委員会の通年における勤務時間把握結果(全教員を対象)において、超過勤務時間数が月40時間以上の者の割合

取組の5本の柱

学校業務の見直し・
効率化
指導・運営体制の充実

部活動における教員の
負担軽減

専門性を持った多様な人材
の活用

家庭や地域の力を学校に
生かす取組

教職員の勤務時間管理

長時間勤務を改善するための共通の基準

(勤務時間関係)

- 平日の退勤は午後7時までとします
- 週に1日以上は定時に退勤する日を設定
- 月当たり超勤が80時間を超えないようにします
- 夏季休業期間に、1週間以上の集中休暇期間を設定

(部活動関係)

- 休養日の設定
 - ・中学校：週2日以上(平日1日と週休日のいずれか1日)
 - ・高等学校：週1日以上と4週につき2日以上の週休日の休養日
 なお、大会、練習試合等の日程の関係で、予定していた週休日等の休養日に活動する場合は、その前後の2週の期間内に休養日を設定する
 - 活動時間の設定
 - ・中学校：平日概ね2時間以内、週休日等概ね4時間以内
 - ・高等学校：平日概ね3時間以内、週休日等概ね4時間以内
 - 朝練習は中学校・高等学校ともに原則行わないこと
- ※ 運動部活動および文化部活動の競技・部門・種目の特性や学校の特色、または一時的な事情により、上記の部活動にかかる基準を適用することが困難な場合、その扱いを市町教育委員会もしくは県立学校で判断